# 日進中学校PTA規約

### 名称及び事務局

第1条 本会は、日進中学校PTAと称し、事務局を日進中学校に置く。

#### 目 的

第2条 本会は、会員相互の理解を深め、教育的環境の向上と生徒の健全 育成を図ることを目的とする。

#### 事 業

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 会員相互の理解と親睦を図る事業。
  - (2) 会員個々の素養の涵養を図る事業。
  - (3) 生徒の教育環境の向上を図る事業。
  - (4) 学校と家庭、地域社会との連携を図り、生徒の活動を支援する事業。
  - (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

#### 組 識

第4条 本会は、日進中学校に在学する生徒の保護者並びに日進中学校の教職員を もって組織する。

#### 役 員・委 員

- 第5条 本会に次の役員・委員を置く。
  - (1) 会 長(1名)本会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長(2名)会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。 うち1名は母親代表とする。
  - (3) 書 記(2名)庶務事項を分掌する。うち1名は教員とする。
  - (4) 会 計(2名)会計事務を分掌する。うち1名は教員とする。
  - (5) 委員 常置委員会に所属し、活動する。
- 第6条 本会の役員は、次の方法により選出する。

役員は、運営委員会が候補者を選考し、幹事会において選出し、総会の 承認を得る。

第7条 役員の任期は、1か年とする。ただし、再任を妨げない。 補充役員は、前任者の残任期間とする。

#### 監査

第8条 本会に監査(2名)を置き、業務並びに会計を監査する。 監査委員は各会議に出席し、監査を行なうことができる。

### 顧問

第9条 本会に顧問を置く。

顧問は、校長があたり、学校管理並びに教育上必要な意見を述べる。

#### 会 議

#### 第10条 本会は、次の会議を開く。

- (1) 総 会 会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。 毎年1回4月中に開催し、運営方針・規約の改正・ 事業報告・事業計画・会計決算・会計予算等を議決 する。必要に応じ臨時に開くことができる。ただし、 やむを得ざる場合は、幹事会または運営委員会をも ってすることができる。
- (2) 幹事会 役員と委員で構成する。

毎年2回4月と3月に開催し、総会に提案する議案 を審議し、議決することができる。

(3) 運営委員会 役員と常置委員会の委員長で構成する。 定例的に開催し、総会に提案する議決を審議し、議 決することができる。また、常置委員会の連絡調整 にあたる。

第11条 会議は、原則として構成員の過半数をもって成立する。 議事は、出席者の過半数をもって成立し、可否同数のときは議長の決する ところによる。

#### 常置委員会

- 第12条 本会の事業を遂行するため、次の常置委員会を置く。
  - (1) 研修委員会
  - (2) 厚生委員会
  - (3) 安全委員会
  - (4) 広報委員会
  - (5) 地区委員会
- **第13条** その他会長が必要と認めた場合は、運営委員会に諮り、特別の委員会を設けることができる。

### 会 計

- 第14条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
  - (1) 会費は1世帯あたり月額100円とし、前後期で分納する。
  - (2) 本会の経費は、会費及び補助金をもってあてる。
  - (3) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 細 目

第15条 この会の運営に関し必要な細目は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

#### 改 正

第16条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正 することができない。ただし、改正案は、総会の開催の少なくとも2週間 前に全会員に知らせておかなければならない。

# 《附 則》

本規約は、昭和56年4月1日より実施する。 本規約は、平成 8年4月25日より実施する。(一部改正) 本規約は、平成11年4月27日より実施する。(一部改正) 本規約は、平成13年4月21日より実施する。(全面改正) 本規約は、平成19年4月1日より実施する。(一部改正)

## 《細則》

#### 常置委員会

- 第1条 委員は、会員の互選により、地区ごとに若干名を選出し、会長が委嘱する。
- **第2条** 各委員会の委員長は、各委員の互選によって選出され、会長が委嘱する。
- 第3条 研修委員会は、次の活動を行う。
  - (1) 会員の研修に関する活動を行う。
  - (2) 各研修会への積極的な参加に努める。
- 第4条 厚生委員会は、次の活動を行う。
  - (1) 会員、生徒の福利厚生に関する活動を行う。
  - (2) 学校行事等への支援を行う。
- 第5条 安全委員会は、生徒の校外安全指導に関する活動を行う。
- 第6条 広報委員会は、この会の会員に対し、また必要に応じ、その地域社会なら びに関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達、意見の集約等に関する活 動を行う。
- 第7条 地区委員会は、次の活動を行う。
  - (1) 地区のつながりを深めるための活動を行う。
  - (2) 安全委員と協力し生徒の校外安全指導に関する活動を行う。

#### 改 正

第8条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、運営委員会の少なくとも 1週間前に各構成員に知らせておかなければならない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

## 《附 訓》

本細則は、平成19年4月1日より実施する。(一部改正)